会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和5年6月26日

奄美市農業委員会

第6回定例総会議事録

署名委員 里 義文署名委員 野﨑 清志

奄美市農業委員会第4回定例総会議事録

- 1. 招集日時 令和5年6月26日(月) 午前9時30分~
- 2. 招集場所 市役所 5 階 会議室
- 3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
2	泉 義昭	10	土浜 良二
3	日高 千夏	11	栄 和正
4	榮 清安	12	山田 正修
5	朝 郁夫	13	田中 幹雄
		14	柿園三十昭
7	里 義文	15	大瀬 昭信
8	野﨑 清志	16	中棚昭三十

- 4. 欠席委員 3名
 - 1 濱手 薫
 - 6 西 盛満
 - 9 岸田 国広
- 5. 議事に参与した者

事務局長兼住用分室長 池 秀 平 事務局次長 勝 裕 美 笠利支所主幹兼分室長 中村 幸信 笠利支所主幹 竹山 和幸

6. 報告事項

奄美市農業振興地域整備計画の変更

- ・軽微変更による申請書の訂正の提出
- ・除外申請による申請書の訂正の提出
- 7. 議事日程
 - (1) 会議録署名委員の指名について
 - (2) 会期の決定について

(3) 議案について

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第37号 奄美市農業振興整備計画変更申請に伴う意見書の 提出について(除外・編入・軽微の変更) 議案第38号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の 合意解約の決定につて 議案第39号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の 決定について 議案第40号 奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構)の

(4) その他

- ・住用地区豪雨災害状況の報告について
- ・名瀬・住用地区農地パトロールの延期について

決定について

・垂水市農業委員会(参加予定委員14名 事務局職員2名) 先進地行政研修視察について

•

議長 (榮 会長代理)

ただいまの出席委員は13人で欠席が3人であります。総会は成立いたしました。

これから、令和5年第6回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、7番 里 委員と 8番 野崎 委員のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第35号から40号までの6件を予 定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

議長

(榮 会長代理)

日程第3

議案第35号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といた します。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(池局長)

1ページをお開き下さい。今月の農地法第3条の許可申請は7件のとなります。

内訳は売買が5件、贈与が2件であります。

2ページをお開き下さい。

NO. 19は,譲渡人が所有する1筆の農地については奄美市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域外の農地で第2種農地であります。

この周辺地域につきましては農振地域と農振外の農地が点在している地区でもあります。

譲渡人の1筆の農地は571㎡で売買による所有権移転の申請となります。 取得後は さとうきび を栽培する予定となり,新規農家となります。

また, 営農計画書も添付されております。

13ページをお開き下さい。

NO. 20は,譲渡人が所有する2筆の農地については奄美市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内の農地で第1種農地であります。

譲渡人の2筆の農地の合計は 3,150㎡で売買による所有権移転の申請 となります。

取得後は タンカン・津之輝・マンゴー・野菜 を栽培する予定であり,新規農家となります。また,営農計画書も添付されております。

23ページをお開き下さい。

NO. 2 1 は,譲渡人が所有する 2 筆の農地については農業公共施設投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で第 2 種農地であります。

譲渡人の2筆の農地の合計は1,331㎡で売買による所有権移転の申請となります。

取得後は たんかん を栽培する予定であり,営農計画書も提出されておりますが,面積拡大のためと判断いたします。

34ページをお開き下さい。

NO. 2 2 は、譲渡人が所有する 2 筆の農地については農業公共施設投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で第 2 種農地であります。

譲渡人の2筆の農地の合計は6,837㎡で売買による所有権移転の申請となります。

取得後は タンカン・グァバ・ハーブ・スモモ を栽培する予定となり、また、営農計画書も添付されております。

46ページをお開き下さい。

NO. 23・24は、譲渡人・譲受人お互いの農地を交換する贈与となります。 お互いが今回贈与したい農地の隣接地が譲受人の農地であります。

まず、No.23について譲渡人が所有する1筆の農地については奄美市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内の農地で第1種農地であります。

譲渡人が所有する1筆の土地 397㎡ で贈与による所有権移転申請 となります。

取得後は たんかん を栽培する予定となり,営農計画書も添付されております。

57ページをお開き下さい。

No. 2 4 についても譲渡人が所有する 2 筆の農地については奄美市が定める 農業振興地域整備計画において農用地区域内の農地で第 1 種農地でありま す。

譲渡人が所有する2筆の土地 970㎡ で贈与による所有権移転申請 となります。

取得後は さとうきび を栽培する予定となり,面積拡大のためと判断いたします。

68ページをお開き下さい。

No. 2 5,譲渡人が所有する1筆の農地については奄美市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内の農地で第1種農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は 290㎡で売買による所有権移転の申請と

なります。

取得後は 蘇鉄を栽培しナリの実を収穫したのちナリ味噌加工とし て販売 する予定であります。また、営農計画書も添付されております。

以上7件でございます。

(榮 会長代理) 議長

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

順次、譲受人、譲渡人及び土地の順にそれぞれ担当調査委員から報告を求 ます。

(里 委員) 譲受人についての説明

議案35号農地法第3条の規定によるNo.19の受人の調査報告をさせて いただきます。

6月20日、15時に笠利分室の中村さんと推進員の福さんと現地におい て聞き取り調査及び農地の現状確認調査を行いました。

受人は笠利においてガソリンスタンド経営をしながら兄さんの農作業の 手伝いしているとの事でした。

又、渡人と受人は、いとこ同士との事でした。自作地が無いのにトラクタ 一、耕運機、噴霧器を私有していると申請していますので確認調査を行い ました。

兄さんは農地で使っているとの事でした。両親が亡くなり兄さんが農地を 相続をしたとのことでした。農地においても60a近く所有しており兄さ んが93歳と高齢のため一緒に農作業の手伝いをしているとの事でした。 作物はカボチャが中心で野菜類を栽培していますがサトウキビも栽培し たいとのことでした。

農作業歴が50年とありますが若い時から両親の農作業の手伝いをして 又、現在は兄さんの農作業の手伝いをしているとの事でした。

申請地の資金源について自己資金との事でした。土地の料金においても周 りの相場でありますので問題ないと思います。

土地の所在、及び権利の設定などに係る単価など記載内容に間違いないと のことでした。

又、農作業へ常時従事することや耕作地への距離などから問題ないと思い ます。

12番 (山田 委員)譲渡人についての説明

農地法第3条の規定による№15について譲渡人について調査報告いた します。

6月24日午前17時30分に渡人に連絡をとりました。

今、出先でそこでなら、少し会えますよということでしたので、サンドウ ィッチカフェの店先でお話しを聞き致しました。

当該土地は自分が耕作していなくて、遊休地になっていました。

母親とのつながりで、受人へ売買の話しとなったようです。

7番

土地の所在、地番、地目、面積、対価等は申請書を確認していただきました。

記載とおり間違いありませんと言うことでした。

以上、報告いたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

7番 (里 委員)土地についての説明

土地についてご報告させて戴きます。

農地の現状は原野の状態になっていました。

周りの畑はサトウキビが栽培されていました。農地の前が笠利赤木名線の町道になっています。取得後は農地の整備をしてサトウキビの栽培をしたいとのことでした。遊休農地の改善にも繋がると思います。又、申請の農地は1種農地でもあり周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。 場所については10ページをお願いいたします。 笠利赤木名線の町道を出

場所については10ページをお願いいたします。笠利赤木名線の町道を川上スタンドから50m近く下った所にあります。

農地法第3条、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別 紙のとおりであります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(榮 会長代理)

No.20報告お願いします。

12番 (山田 委員)譲受人についての説明

6月22日17時30分に譲受人の自宅へお伺いいたしましてお話しを お聞きいたしました。

譲渡人と譲受人は兄弟で、この土地は3年前から譲受人が耕作をしているようです。これから先も譲渡人は耕作する予定もないので、売買の話しになったようです。

土地の所在、地番、面積、対価等は間違いありません。

土地の購入も自己資金でします。又、果樹支援対策事業活用を使ってのトラクターの購入となっていますが、それが許可出なくても自己資金で購入するようです。

農地法第3条、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別 紙のとおりであります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

事務局 (池 局長)譲渡人についての説明

本日、西委員が欠席のため代読いたします。

6月19日、月曜日午後14時30分頃、譲渡人の自宅にてお話しを聞く ことができました。

譲受人は弟ということで弟さんに土地を売りますということです。

地番、面積、対価等間違いないということです。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

事務局

(池 局長) 土地についての説明

6月19日、月曜日午後14時45分頃、譲渡人と現地の確認をしました申請地は19ページから21ページにありますように知名瀬集落から山手の方に400m行った所にあります。農道のそばにある1筆の畑でマンゴーハウス1棟、ミカン、3年生苗15本を植えていました。

もう1筆は草が半分ぐらい刈られていて後はガヤ草が背丈ぐらい伸びている状態でした。特に問題はないと思います。

農地法第3号、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別 紙のとおりであります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

(榮 会長代理)

No. 2 1 報告お願いします。

12番

(山田 委員) 譲受人についての説明

譲渡人に連絡する前に電話を入れたのですが、電話が通じず譲渡人との聞き取りをしている最中に電話があり、一緒に聞き取りでもいいのではないのではないですか?ということで譲渡人のところでお話しを伺いました。 譲受人は建設会社を経営しているのですが、息子さんへ会社は任せて、譲受人は農業を専門でやっているようです。

農地は他にも2~3箇所もっているようです。

農作業歴も22年と続けて来ていますので、当該土地を購入しても耕作を していくのに問題はないのではないかと思います。

土地の所在、地番、面積、対価等、間違いありません。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

12番

(山田 委員) 譲渡人についての説明

6月19日、15時30分に譲渡人の自宅へお伺いいたしましてお話を お聞きいたしました。

ご主人がご存命のころは、雑草を生やすことなくいろんな作物を植えたいたようですが、亡くなってからは中々手がまわらないようでして、他にも土地を持っているようで、その土地を見に行った時に、申請者と会い最初は自分の土地を借りてくれないかとの話しでしたが、買ってもいいですよと言うことでの売買になったようです。

土地の所在、地番、面積、対価等、間違いありません。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

3番

(日高 委員)土地についての説明

6月20日午前11時頃、申請者立ち合いのもと現地にて調査を行いました。土地については以前、譲渡人が耕作していたため荒れてはなく更地の圃場でした。

周囲は山に囲まれて日当たりは良好で今後、たんかんを植栽予定との事でした。

苗もすでに購入済みとのこと、また、大型機械を多数所有しており意欲的であります。

農地法第3号、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙のとおりでありますので報告いたします。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(榮 会長代理)

議長

No. 2 2 報告お願いします。

8番

(野崎 委員) 譲受人についての説明

農地法第3条の規定による許可申請について№22の受け人について調査報告をいたします。

6月19日9時30分、笠利事務局から2人中棚委員、丸田推進員と私 と農地を管理している方、合計6人で現地を確認しました。

譲受人は東京におられて電話にて聞き取り調査を行いました。

申請書には高額な金額ですが東京でお店を経営しているそうです。

譲受した農地でタンカン、すもも、グァバ、ハーブなどを栽培して東京 のお店に加工して出す計画だそうです。

農業委員会の許可次第で譲受するのは間違いないと言う事でした。 ご審議の程よろしくお願いいたします。

16番 (中棚 委員)譲渡人についての説明

議案35号農地法第3条の規定による許可申請についてNo.22番所有権移転、譲渡人の報告をいたします。

6月18日午後3時25分に電話にて書類の確認をいたしました。 畑の地番、面積、対価などに間違いありませんとの事です。

16番

(中棚 委員)土地についての説明

6月19日、午前9時30分に現地の畑にて、笠利分室の中村、竹山さん 農業委員の野崎さん推進員の丸田さん譲受人の代理人、私と畑の確認をし ました。

40ページ~43ページをご覧ください。

畑は赤木名の外金久、三鳥屋地区になります。

畑は小さな雑草が生えているだけで耕転をすれば植え付け可能な状態であります。畑としてはなんら問題ないと思います。

農地法第3号、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」について は別紙のとおりでありますので報告いたします。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

(榮 会長代理)

No. 2 3 報告お願いします。

10番

(土浜 委員) 譲受人についての説明

農地法3条の規定による№23について調査報告いたします。

6月17日午前8時、受人に会い話しを伺いました。今回の申請は、受人の畑の隣の畑が渡人の所有になっているので受人の名義に変えて耕作しいとのことです。その代わり受人の別の畑を渡人名義にするということだそうです。受人の父と渡人の父は兄弟です。

又、受人は去年、鹿児島から帰ってきて現在サトウキビ畑を管理しています。

10番

(土浜 委員)譲渡人についての説明

6月19日午後5時、渡人に会い話しを聞きました。土地の所在、記載 内容に間違いないとのことでした。

10番

(土浜 委員)土地についての説明

6月17日午前9時、現地確認をしました。

資料の52、53ページをご覧ください。申請地が受人の農地です。 現地は現在サトウキビが栽培されており今後もサトウキビを栽培する とのことでした。

農地法第3号、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙のとおりでありますので報告いたします。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

(榮 会長代理)

No. 2 4 報告お願いします。

10番

(土浜 委員) 譲受人についての説明

農地法3条の規定によるNo.24について調査報告いたします。

6月19日午後5時、受人に会い話しを聞きました。今回の申請は受人の畑に隣接する畑が渡人の所有になっているので受人の名義に変えて耕作したいとのことです。その代わり受人の別の畑を渡人名義にするということだそうです。受人の父と渡人の父は兄弟です。

10番

(土浜 委員)譲渡人についての説明

6月17日午後8時、渡人に会い話しを聞きました。土地の所在、記載 内容に間違いないとのことでした。 10番

(土浜 委員)土地についての説明

6月17日午前9時30分、現地確認をしました。

資料の63、64ページをご覧ください。申請地は県道バイパスに面していますが受人の農地に出入口がないため申請地をこれからも利用したいとのことでした。

申請地は土浜集落と平集落の中間位置にあり申請地の隣は受人の畑です。お互い作付けしやすいように交換するとのことでした。

農地法第3号、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙のとおりでありますので報告いたします。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

(榮 会長代理)

No. 2 5 報告お願いします。

2番

(泉 委員) 譲受人についての説明

農地法3条の規定による№.25について調査報告いたします。

令和5年6月21日、水曜日午前10時30分頃に支所の竹山さんと現地確認を行った際に、本人不在のために6月23日に本人に電話にて許可申請地の土地の所在現況について相違がないか、並びに権利の設定等に係る対価等記載内容に確認した結果相違ないとのことでした。

12番

(山田 委員)譲渡人についての説明

6月18日17時50分に譲渡人へ時間調整のために電話を致しました ところ、電話での聞き取りでもいいのではないですか、ということでそ のまま話しを進めさせていただきました。

譲受人はIターンの方で笠利の打田原の方で譲渡人の弟と一緒に塩を製造 しているようで、農業をしたいということでこの土地の売買の話しが進ん だようです。

譲渡人は当該土地の近くに2反ほどの土地を持っているので農業をするにはそれで十分なので売るようにしたいと言うことです。

土地の所在、地番、面積、対価等は申請書も確認しました間違いありませんということでした。

以上、ご報告いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

2番 (泉 委員)土地についての説明

令和5年6月21日月曜日、午前10時30分に番地、字図を基に現地を確認しました。その土地は公衆道路から河川沿いに入り50m程のところに位置しており、周りには畑が隣接しており申請地となる土地は現在雑草が少しある程度でソテツで仕切られており他の農作物の作業等に影響を及ぼすことは無いと思われます。

農地法第3号、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」について は別紙のとおりでありますので報告いたします。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 (榮 会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。 No. 19 より順位行いたいと思います No. 19 について質疑はありませんか

議長 (榮 会長代理)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

本件No.19について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、No.19の許可申請についてきましては、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

続きましてNo.20について質疑はございませんか。

(榮 会長代理)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

本件No.20について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、№.20の許可申請についてきましては、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

続きましてNo.21について質疑はございませんか。

7番 (里 委員)

自作地12,203㎡が作付予定作物の作付け面積13,534㎡全部 タンカン畑となって記載されていますが営農計画ではバナナ、ポンカン となっています。 これは全部撤去して植えるということでしょうか

3番 (日高 委員)

今回申請した土地についてはタンカンを植える予定です。 今までの作物についてはそのままでバナナとポンカンはそのままです。

7番 (里 委員)

25ページの記入は間違いということですね

3番 (日高 委員)

取得後の作物別面積が間違っていますね。

事務局 (池 局長)

これにつきましては元々営農計画書は添付の必要なしでありましたが、申請の際、添付されておりましたので資料として挿入しました。

議長 (榮 会長代理)

ご理解できましたでしょうか、本来必要ではない書類でありましたと言うことでありました。

質疑はありませんか

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

本件No.21について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、No.21の許可申請についてきましては、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

続きましてNo.22について質疑はございませんか。

No. 2 2 につきましては前回保留案件でございます。そのことも踏まえた上での審議お願いいたします。

この件につきまして笠利分室から説明はございませんか。

事務局 (中村 笠利分室長)

事前協議の中で委員から全体の航空写真を添付してほしいということで 別紙を添付いたしました

こちらを参考にしながら見ていただきたいと思います。

1 1 番 | (栄 委員)

このような高額で売買されていることで今後別に利用することは無い のでしょうか 申請書において営農計画中にグァバ、タンカン、スモモ、ハーブと記載されて5年後に収穫と記載されていますが、この間、内規の会議において何年かは転用できないという付帯事項を入れるということはできないのでしょうか

事務局

(池 局長)

内規の会議におきまして作物ごとに年数を決めてその期間は転用できないよう条件をつけて相手方にお願いするしかありません。

どうしても、農地法的には具体的な根拠として記載がないため奄美市の 内規については法的に効力はありません。

しかしながら各農地法の申請については奄美市農業委員会では各農地法においてお願いとしかいえることしかできません。

委員の方も申請による調査において受人には十分説明し事務局において もご理解ができるよう努めていきたいと思います。

また、内規については法的には無効でありますが、各都道府県においては 各自治体のホームページにて内規らしき条件について記載があります。 奄美市においても今後3条4条5条その他について委員、推進員と協議を 図りながら作成したいと思います。

議長

(榮 会長代理)

それでは、本件No.22について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、No.22の許可申請についてきましては、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

続いてNo.23、24については農地の交換でありますので関連性を踏まえ同時に審査したいと思います。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

本件No.23、24 について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、No.23、24の許可申請についてきましては、審議の結果これを 承認することに決定いたしました。

続きましてNo.25について質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

本件No.25について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、No.25の許可申請についてきましては、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

議長

(榮 会長代理)

議案第35号、農地法3条の規定によりますNo.19からNo.25につきましては審議の結果これを承認することと決定いたしました。

議長

(榮 会長代理)

日程第4

議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請No.2について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案第36号 4条の許可申請について

79ページをお開き下さい。

NO. 2 につきましては、申請者の所有する笠利町大字万屋字カギタの農地については奄美市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域外の農地で第2種農地であります。

この周辺地域につきましては農振地域と農振外の農地が点在している地区でもあります。

今回の申請農地63㎡につきましては黒糖製造用の燃料木材置き場に伴う申請であります。

以上1件でございます。

議長

(榮 会長代理)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

15番

(大瀬 委員)

農地法第4条の規定による許可申請、№2について申請者の調査報告を 致します。

6月21日水曜日午後15時30分に圃場に出向き笠利分室の中村さんと2名で申請の土地を確認してきました。

6月22日木曜日申請者の黒糖製糖工場に出向き話を聞き取りました。申請者は元農業委員でさとうきび栽培や黒糖製造業を行っております。 黒糖製造用の燃料資材置き場がなく本人所有の85,86ページの案内図山裾で畑として利用できない土地を資材置き場として、使用したいということです。

続いて土地の報告をいたします。

15番

(大瀬 委員) 土地についての説明

申請地は現在、休耕地となっており、雑草が生えております。

場所は空港から赤木名線で農機センター手前付近の向かいは太陽光発電施設の向かいにあります。

隣は申請者の畑でさとうきびが植えてあり、特に問題はないと思います。 ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

(榮 会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請No.2については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

(榮 会長代理)

議長

日程第5

議案第37号 奄美市農業振興地域整備計画の変更、除外・編入・軽微な変更No.7~No.11について議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案第37号奄美市農業振興地域整備計画の変更、除外・軽微の変更について87ページをお開き下さい。

今月の奄美市農業振興地域整備計画の変更、除外・軽微の変更について 5件の申請であります。 内訳は除外が2件、編入が2件、軽微な変更が1件であります。

89ページをお開き下さい。

No.7につきましては、農業用倉庫建設のための軽微な変更であります。 申請の土地につきましては笠利町大字宇宿字半川原の2筆で、農業用倉庫 としてもう、1筆は通路として使用するためです。

98ページをお開き下さい。

No.8につきましては農振地域の編入であります。

申請地は笠利町大字手花部字津代で果樹経営支援対策事業を活用して、 たんかん を新植するための編入であります。

土地の所有者は死亡のため被相続人である妻が使用することとなっており102ページに同意書が添付されております。

事務局からとしては速やかな相続をお願いいたします。

107ページをお開き下さい。

No.9につきましては農振地域の除外であります。

申請地は笠利町大字万屋字中間で、利用目的といたしましては107ページ に記載されているよう今後、電気自動車の需要が見込まれるため、太陽光 発電を利用した充電カーポートを設置するためであります。

115ページに記載されているようソーラーパネルとカーポートを設置する ためであります。

117ページをお開き下さい

No.10につきましては農振地域の編入であります。

申請地は笠利町大字平字泉水原で果樹経営支援対策事業を活用して、たんかん を定植するための編入であります。

土地の所有者は死亡のため被相続人である妻の子である申請者が使用することとなっており122ページに同意書が添付されております。

事務局から農地の速やかな相続をお願いいたします。

126ページをお開き下さい

No.11につきましては、農振地域からの除外であります。

申請地は笠利町大字和野字大工田の2筆で駐車場を整備する利用目的であります。

134ページの案内図からもわかるとおり申請地はレンタカー会社や駐車場の会社が点在している場所であります。

以上、5件であります。

この5件の申請につきましては農振の担当者であります農林水産課 農 政水産係長勇係長からの説明の前に農振の定義や条件等について解説 を説明したのち申請内容について説明をよろしくお願いいたします。

農林水産課

(勇 農政水産係長)

農振による定義と制度説明の解説(割愛) 各申請の説明

件1について

申請者の土地の所在については笠利町大字宇宿字半川原の2筆で当該土地については農業用倉庫の申請で農業用倉庫建設のための用途区分変更で軽微な変更であります

当該土地につきましては笠利総合支所から東へ4kmのところに位置しており集団性を有する優良な農用地であります。

当該土地につきまして変更は適切でないかと思います。

ただし、問題点といたしましては申請前に事前着工してしまっていることであり、担当課として始末書を添付いたしました。

申請者は認定農家でもあり法的な事を守って営農活動を行い支所の担当職員からも指導を行ったところです。

件2について

申請者の土地の所在については笠利町大字手花部で果樹支援対策事業活用のための編入の申請あります

当該農地は笠利総合支所から南へ1kmのところに位置し周辺農地は農振地域ではありませんが事業導入のための編入でございます。

当該土地につきましての編入は適切でないかと思います。

件3について

申請者の土地の所在については笠利町大字万屋で申請内容につきましては太陽光発電を利用した充電カーポートの設置で除外申請であります。 当該地は笠利総合支所から南東に4kmのところに位置しており周辺農地 につきましては集団性を有する農振地域の端であり、農地の2辺が農用 地区域外に接しており当該地は問題ないと思われます。

件4について

申請地の土地の所在については笠利町大字平で果樹支援対策事業活用のための編入の申請あります

当該農地は笠利総合支所から南へ3kmのところに位置し周辺農地は農振地域ではありませんが事業導入のための編入でございます。

当該土地につきましての編入は適切でないかと思います。

件5について

申請地の土地の所在については笠利町大字和野、当該土地は駐車場設置のための除外申請であります。

当該地は笠利総合支所から南東へ4kmのところに位置し農振農用地域内に指定されていますが周辺地域は集団性がない地域であります。

また、周辺については申請者が駐車場として利用していることから 除外は問題ないと思います。

議長

(榮 会長代理)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。それぞれ担当調査委員から報告をお願いします。

5番

No.7について(件1)

(朝 委員)申請者の調査説明

議案第37号農業振興地域整備計画の変更の軽微な変更No.7の申請人についての調査報告をいたします。

6月22日午後6時頃、自宅を訪問し本人から話しを伺いました。 申請人はさとうきびを年間600tほど生産する農家で実家の横にある 申請地にトラクターなどの農業用機械や肥料など入れる農業用倉庫と進 入路を作るために申請したとの事でした。

また、事前着工していたため始末書も添付しております。

申請書の記載内容に間違いないとの事でした。

15番

(大瀬 委員) 土地についての説明

軽微変更№7について土地の調査報告をいたします。

6月21日水曜日、午後14時30分に圃場に出向き笠利分室の中村さんと2名で圃場の確認をしてきました。

実家の隣のさとうきび畑1,814㎡のうち300㎡を盛土して、農機具用の倉庫を設置するため基礎部分がありました。

仕事で申請者と会えず25日午前11時30分に電話したら名瀬に出に外出しているということで電話にて着工に至る話を聞いてきました。 農機具等は実家近くのおばあさんの旧牛舎建物を利用していたが去年、 叔父さんの子供に出るように言われ急遽、倉庫が必要になり95ページ の修正図、実家隣のさとうきび畑の一部に計画をして作業を進めたとの ことです。

また、事前着工をしてはいけないという事を知らなかったため分室から の指摘により始末書を添付いたしました。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

No.8について(件2)

16番

(中棚 委員) 申請者の調査説明

6月18日午後15時30分頃、電話にて確認いたしました。 申請者は妻でありますが実際には旦那さんが対象であります。 旦那さん県の再雇用職員であり家族経営を行うようです。 申請地は果樹支援事業を導入するということでの編入であります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

2番

(泉 委員)土地についての説明

農用地区外から編入申請を行い、農業経営支援対策事業を活用してタンカンを新植する事業計画をしているということで、申請地の確認は、笠利総合支所の竹山さんと6月21日水曜日、午前11時30分頃に申請地で立ち会い土地の周りは木に囲まれており約2反程度は重機等で耕運されている状況にあり、また、申請地外の隣に苗木が43本植え付けされており土地の編入申請を行うことで、農業経営支援対策事業を活用することによりタンカン農家としての規模拡大が期待できると判断します。

議長

(榮 会長代理)

少々お待ちください。

案件ひとつづつ質疑をとりたいと思います。

まず、No.7から質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件No.7について賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。

よって、No.7について奄美市農業振興地域整備計画の変更(軽微な変更) については、「適当」という意見を市長に答申することに審議の結果決定 いたしました。

続きましてNo.8の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件No.8について賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。

よって、№.8 について奄美市農業振興地域整備計画の変更(編入)については、「適当」という意見を市長に答申することに審議の結果決定いたしました。

それではNo.9について調査報告お願いします。

No.9について (件3)

15番 (大瀬 委員) 申請者の調査説明

農振除外変更、№.9について申請者の調査報告を致します。

6月21日水曜日、午後13時30分に圃場に出向き、笠利分室の中村さんと委員の栄さん3名で申出者から話しを聞き取りました。

申請者は2年前Uターンして、さとうきびやたんかん栽培を行っております。

今回は自分の土地で太陽光発電を利用した、充電カーポートを設置するため、農振除外をお願いしたいとのことです。

11番 / ,,,,

(栄 委員)土地についての説明

調査報告に入る前に笠利事務局から修正した申請書が配布されておりますが、だいぶ内容が全く変わった状態で提出されても事前調査との内容がちがいますので、これで調査報告してもよろしいのでしょうか。

議長 (榮 会長代理)

訂正した箇所について報告が出来ないというのであれば書類差し戻し で申請内容不備ということですね。

この案件につきましては、書類差し戻し、といたします。

議長 (榮 会長代理)

それではNo.10について調査報告お願いいたします

5番 No.10について(件4)

, □ | (朝 委員)申請者の調査説明

議案第37号農業振興地域整備計画の編入についてNo.10の申請人について調査報告を致します。

申請人には6月22日午後5時に、自宅を訪問し本人から話しを伺いました。申請人はさとうきびを年間200t程生産する農家で今回、果樹経営支援対策事業によりタンカン栽培をするとのことでした。

また、申請書の記載内容に間違いないとの事でした。

10番 (土浜 委員)土地についての説明

土地について調査報告いたします。

6月18日午前9時に現地確認をしました。

資料の123、125ページをご覧ください。

平集落と手花部集落の境目くらいにあり申請地は現在、さとうきびを収穫 した後であまり管理はされていませんでした。

周辺農地は牧草やさとうきびが栽培されていました。

議長

(榮 会長代理)

これから本案に対するNo.10の質疑に入ります。

まず、No.10について質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

本件No.10について賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、№.10について「奄美市農業振興地域整備計画の変更(編入) について」は、「適当」という意見を市長に答申することに審議の結果決 定いたしました。

議長

(榮 会長代理)

それではNo.11について調査報告お願いいたします

No.11について(件5)

(朝 委員)申請者の調査説明

議案第37号農業振興地域整備計画の編入についてNo.11の申請人について調査報告を致します。

申請人には6月21日午前9時に、申請地にて本人から話しを伺いました。申請人は申請地の近くで駐車場経営を行っており今回の申請は奄美への観光客の増加などで利用客の増加が見込まれるためとの事でした。 また、申請書の記載内容に間違いないとの事でした。

5番

(朝 委員)土地についての説明

6月21日午前9時に、中村分室長と2人で現地を確認しました。 134、135ページの地図をご覧ください。申請地は奄美空港近くに あります。申請地は現在、雑草が生え耕作されておりません。

申請地の東、南側のほとんどが、駐車場、レンタカー屋となっております 申請地の西、北側につきましては、北側に牛草の草地畑がありますが、そ れ以外は耕作されていません。

議長

(榮 会長代理)

これから本案に対するNo.11の質疑に入ります。

No.11について質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件No.11について賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、№.11について奄美市農業振興地域整備計画の変更(除外) については、「適当」という意見を市長に答申することに審議の結果決定 いたしました。

議長

(榮 会長代理)

日程第6

議案第38号 奄美市農用地利用集積計画の合意解約の決定について、 議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議長、議案第38、39、40号と続けて説明してもよろしいでしょうか

議長

(榮 会長代理)

認めてもよろしいでしょうか

意義がないので認めます。

事務局

(池 局長)

ありがとうございます。それでは議案第38、39、40号と説明いた します。

議案第38号農用地利用集積計画の合意解約の決定について説明いたします。

140ページをお開き下さい。総括表になります。

今回の解約は笠利地区の2件で 1,772㎡の土地になります。

解約の理由といたしましては、農地中間管理機構へ移行するという経緯 で合意解約に至っております。

議案第39号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

145ページをお開き下さい。総括表になります。

今月は、住用地区が6年間、1件で1,381㎡となっております。

今回申請の農地につきましては所有者が亡くなっており相続人から1/2

の同意も提出されております。

146~147ページに借り人、貸し人、畑の詳細が記載していますのでお目通しください。

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満 たしていることを報告いたします

議案第40号農用地利用集積計画、農地中間管理機構の決定について説明 いたします。

151ページをお開きください、笠利地区の総括表管理表になります。

152~153ページに借り人、貸し人、畑の詳細が記載していますのでお目通しください。

以上でございます。

(榮 会長代理)

議長

これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第38、39、40号 の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。

令和5年6月26日

奄美市農業委員会会長 岸田 国広

署名委員 里 義文 署名委員 野﨑清志 作 成 者 池 秀平